

第4章 認定の取消しについて

第1節 認定取消事由の概要（贈与）

認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。

認定の取消事由の概要については、下表を参照してください。

【経営承継円滑化法（贈与税）の認定取消事由】

事由	必要な手続き
1. 後継者（受贈者）が死亡した場合	随時報告
2. 認定承継会社の代表者を退任した場合 （代表権を制限されたことを含みます。）	随時報告
3. 雇用の平均8割維持要件を満たさなくなった場合	（※）
4. 議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合 （一部再贈与について確認を受けた場合を除きます。）	随時報告
5. 同族内筆頭要件を満たさなくなった場合 （一部再贈与について確認を受けた場合を除きます。）	随時報告
6. 認定に係る贈与により取得した株式の議決権に制限を加えた場合	随時報告
7. （持分会社の場合）後継者の議決権を制限した場合	随時報告
8. 納税猶予対象株式を譲渡した場合 （一部再贈与について確認を受けた場合を除きます。） （吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合を含みます。）	随時報告
9. 黄金株を特例措置の適用を受ける後継者以外の者が保有した場合	随時報告
10. 解散した場合	随時報告
11. 上場会社・風俗営業会社に該当した場合	随時報告
12. 資産保有型会社に該当した場合	随時報告
13. 資産運用型会社に該当した場合	随時報告
14. 総収入金額ゼロに該当した場合	随時報告
15. 特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合	随時報告
16. 年次報告書を未提出又は虚偽の報告等をしていた場合	随時報告
17. 偽りその他不正の手段により認定を受けた場合	随時報告
18. 資本金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）	随時報告
19. 準備金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）	随時報告
20. 組織変更があった場合 （認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限ります。）	随時報告
21. 再び認定承継会社の代表者になった場合	随時報告
22. 先代経営者（贈与者）が死亡した場合に切替確認を受けなかった場合	（臨時報告）
23. 自発的な猶予の取消申請をした場合	- （注：取消申請書を提出）
24. 合併により消滅した場合 （第5章第1節に掲げる場合を除く）	合併報告
25. 株式交換・株式移転により完全子会社となった場合 （第5章第2節に掲げる場合を除く）	株式交換等報告

（※）特例の認定を受けた場合は、雇用の8割を下回った場合でも認定取消とはならない代わりに、その理由について都道府県に報告を行わなければなりません（様式第27を使用してください。）。

その報告に際し、認定経営革新等支援機関が、雇用が減少した理由について所見を記載するとともに、中小企業者が申告した雇用減少の理由が、経営悪化あるいは正当ではない理由によるもの場合は、経営の改善のための指導及び助言を受ける必要があります。

第4章 認定の取消しについて

第1節 認定取消事由の概要（贈与）

納税が猶予されている贈与税については、以下に掲げる事由に応じて、全部納税・一部納税・免除されます。

【贈与税納税猶予制度の確定事由】

事由		事業継続期間内	事業継続期間経過後
先代経営者 (贈与者) の要件	1. 再び認定承継会社の代表者になった場合	A	—
	2. 先代経営者（贈与者）が死亡した場合	C	C
後継者 (受贈者) の要件	1. 認定承継会社の代表者を退任した場合	A ※ 1	—
	2. 議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合	A	—
	3. 同族内筆頭要件を満たさなくなった場合	A	—
	4. 納税猶予対象株式を譲渡した場合	A	B
	5. 次の後継者（3代目）に対して納税猶予の認定を受ける贈与をした場合	C ※ 2	C
	6. 自発的な猶予の取消申請をした場合	A	A
	7. 後継者（受贈者）が死亡した場合	C	C
会社の要件	1. 雇用の平均8割維持要件を満たせなかった場合に、実績報告を行わなかったとき	A	—
	2. 会社分割 (吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合に限り。)	A	B
	3. 組織変更 (認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限り。)	A	B
	4. 解散した場合	A	A
	5. 資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合	A	A
	6. 総収入金額ゼロに該当した場合	A	A
	7. 資本金・準備金を減少した場合 (欠損填補目的等を除く)	A	A
	8. 合併により消滅した場合 (第5章第1節に掲げる場合を除く)	A	B
	9. 株式交換・株式移転により完全子会社となった場合 (第5章第2節に掲げる場合を除く)	A	B
	10. 上場会社・風俗営業会社に該当した場合	A	—
	11. 特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合	A	—
	12. 黄金株を特例措置の適用を受ける後継者以外の者が保有した場合	A	—
	13. 後継者の代表権・議決権を制限した場合	A	—
	14. 年次報告書や継続届出書を未提出又は虚偽の報告等をしていた場合 等	A	A

A … 猶予されていた贈与税の全額及び利子税を納付します。

B … 猶予されていた贈与税のうちの一部及び利子税を納付します。

C … 猶予されていた贈与税が免除されます。（税務署に「免除届出書」又は「免除申請書」を提出してください。）

免除対象贈与の適用を受ける場合には、免除対象贈与した株式等に対応する部分のみが免除されます。

※1 後継者に「やむを得ない理由」が生じた場合を除きます。

※2 後継者に「やむを得ない理由」が生じたことにより株式等の贈与をした場合に限りです。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

この章において、後継者とは、特例措置の適用を受ける後継者のことを指します。

1. 後継者（受贈者）が死亡した場合

後継者が死亡した場合には、認定が取り消されます。

2. 認定承継会社の代表者を退任した場合 （代表権を制限されたことを含みます。）

後継者が代表者を退任した場合には、認定が取り消されます。ただし、施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当する場合（「やむを得ない理由」という。）には、代表者を退任し又は代表権が制限された場合であっても、認定取消事由に該当しないものとみなします。

【施行規則第9条第4項各号】

- ・ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと。
- ・ 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- ・ 要介護認定（要介護5）を受けたこと。
- ・ 上記に類すると認められること。

3. 雇用の平均8割維持要件を満たさなくなった場合（※）

（※）特例措置の適用を受ける場合には、雇用が8割を下回った場合でも認定取消しとはなりません。ただし、その理由について都道府県に報告を行わなければなりません（様式第27を使用してください。）。

その報告に際し、認定経営革新等支援機関が、雇用が減少した理由について所見を記載するとともに、中小企業者が申告した雇用減少の理由が、経営悪化あるいは正当ではない理由によるものの場合は、経営の改善のための指導及び助言を受ける必要があります。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

4. 議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合 （一部再贈与について確認を受けた場合を除きます。）

後継者とその同族関係者で有する議決権の数が、総株主等議決権数の50%以下となった場合には、認定が取り消されます。

ただし、後継者（2代目）にやむを得ない理由が生じ、認定中小企業者の代表者を退任し、次の後継者（3代目）に「事業承継税制の適用を受ける贈与」（※）が行われたことにより、議決権の数が総株主等議決権数の50%以下となった場合には、認定は取り消されません。

（※）「事業承継税制の適用を受ける贈与」とは、贈与税の納税猶予の適用を受けている後継者（2代目）が、納税猶予対象株式の一部を次の後継者（3代目）に贈与し、その後継者（3代目）が納税猶予を受ける場合における贈与のことです。

5. 同族内筆頭要件を満たさなくなった場合 （一部再贈与について確認を受けた場合を除きます。）

後継者の同族関係者（後継者が複数いる場合の他の後継者を除く。）が、後継者よりも多くの議決権数を有することとなった場合には、認定が取り消されます。

ただし、後継者（2代目）にやむを得ない理由が生じ、認定中小企業者の代表者を退任し、次の後継者（3代目）に「事業承継税制の適用を受ける贈与」が行われた場合には、認定は取り消されません。

6. 認定に係る贈与により取得した株式の議決権に制限を加えた場合 7. （持分会社の場合）後継者の議決権を制限した場合

株式会社である場合は、後継者が取得した納税猶予対象株式につき、議決権制限株式に変更した場合には認定が取り消されます。

持分会社である場合は、後継者の議決権を制限する旨の定款の変更をした場合には、認定が取り消されます。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

8. 納税猶予対象株式を譲渡した場合

（一部再贈与について確認を受けた場合を除きます。）

（吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合を含みます。）

後継者が納税猶予対象株式等を譲渡（贈与を含みます。）した場合には、認定が取り消されます。

猶予対象株式等の譲渡を行ったかどうかの判定にあたっては、下記の方法により判定します。

1. 同一の会社の株式等につき、事業承継税制の適用を受けている株式等と適用を受けていない株式等のいずれも所有している場合には、まずは事業承継税制の適用を受けていない株式等から譲渡をしたものとみなします。（5 Pをご参照ください。）

なお、上記の譲渡が「事業承継税制の適用を受ける贈与」に係るものである場合には、事業承継税制の適用を受けている株式等から順次譲渡したものとみなします。

2. 同一の会社の株式等につき、異なる贈与者・被相続人から取得し、それぞれについて事業承継税制の適用を受けている場合には、最初を取得したものから順次譲渡等をしたものとみなします。（6 Pをご参照ください。）

後継者（2代目）にやむを得ない理由が生じ、認定中小企業者の代表者を退任し、次の後継者（3代目）に「事業承継税制の適用を受ける贈与」が行われた場合には、認定は取り消されません。

一方で、会社分割を行った場合であって、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を配当財産とする剰余金の配当があったときには、会社分割によって認定を受けた会社の株式等の価値が低下すると引換えに、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を取得したということができ、経済実質的に株式等の譲渡により対価を得たことと同一視できるため、同様に、認定が取り消されます。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

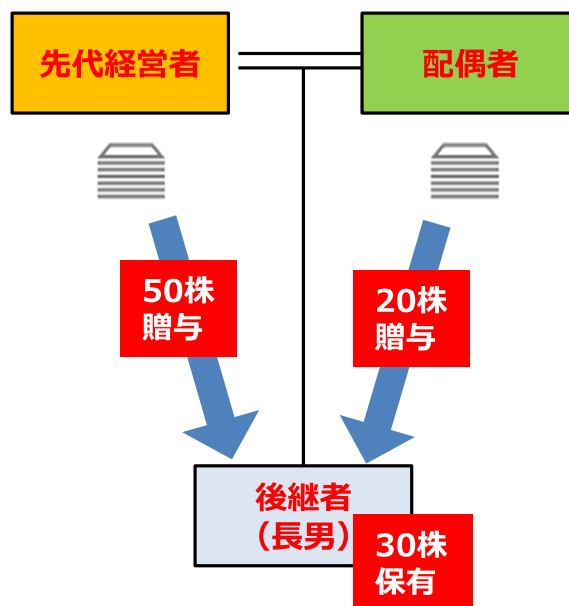
（前ページからの続き）

8. 納税猶予対象株式を譲渡した場合

（一部再贈与について確認を受けた場合を除きます。）

（吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合を含みます。）

例 1



ケース 1

後継者
(長男)

が40株を売却した場合、

後継者
(長男)

が贈与前から保有する
30株を売却

30株

先代経営者

50株

のうち10株を売却
⇒ 認定取消し
※一株でも売却したら認定取消し

ケース 2

後継者
(長男)

が20株を売却した場合、

後継者
(長男)

のうち20株を売却

30株

先代経営者

50株

分は、引き続き認定継続。
※一株も売却していない。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

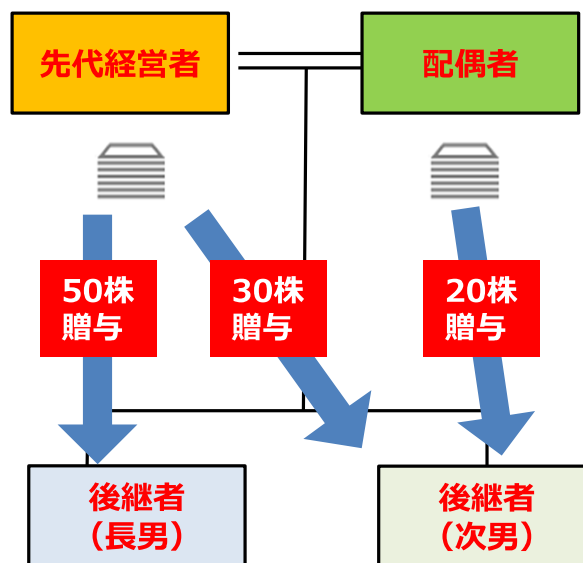
（前ページからの続き）

8. 納税猶予対象株式を譲渡した場合

（一部再贈与について確認を受けた場合を除きます。）

（吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合を含みます。）

例 2



ケース1

後継者
(次男)

が40株を売却した場合、

先代経営者

30株

のうち30株を売却
⇒ 認定取消し

配偶者

20株

のうち10株を売却
⇒ 認定取消し
※一株でも売却したら認定取消し

ケース2

後継者
(次男)

が20株を売却した場合、

先代経営者

30株

のうち20株を売却
⇒ 認定取消し
※一株でも売却したら認定取消し

配偶者

20株

分は、引き続き認定継続。
※一株も売却していない。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

9. 黄金株を特例措置の適用を受ける後継者以外の者が保有した場合

「会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式」（いわゆる拒否権付株式（＝黄金株））を後継者以外の者が有することになった場合には、後継者の意思決定に対して拒否権を発動できる者がいることになり、後継者の経営権が不完全なものになるため、認定が取り消されます。

10. 解散した場合

会社が解散した場合には、認定が取り消されます。

合併による消滅は、会社の解散事由ですが（会社法第471条第4号）、合併の効力発生時に法人格が消滅するため、認定は、原則としてその効力が消滅します（施行規則第10条第1項本文）ので、取消事由から除外しています。

「会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合」とは、例えば、会社法第472条による休眠会社のみなし解散があります。

11. 上場会社・風俗営業会社に該当した場合

事業継続期間中に上場会社等又は風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

なお、特別贈与認定中小企業者が認定後に事業の拡大や成長等に伴い資本金や従業員数が増加し中小企業者に該当しないこととなった場合であっても、認定取消事由には該当しません。

12. 資産保有型会社に該当した場合

13. 資産運用型会社に該当した場合

一の日において資産保有型会社に該当した場合には、認定が取り消されます。また、贈与認定申請基準日以後のいずれかの事業年度において、資産運用型会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

この資産保有型会社、資産有用型会社の判定に当たっては、実質的に事業実態のある会社が除かれます。

また、その特定資産の計算に際して、実質的に事業実態のある特別子会社の株式等は特定資産から除かれます。

なお、2019年4月1日以後、事業活動上生じたやむを得ない偶発的な事由が生じた場合には、一定の期間、資産運用型会社又は資産保有型会社に該当しないものとみなされます。

（次頁参照）

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

○やむを得ない事由による場合 ※2019年4月1日以後の事由発生より適用

事業活動上生じた偶発的な事由により特定資産の割合が70%以上となる場合や特定資産の運用収入の割合が75%以上となる場合には、一定の期間、資産運用型会社又は資産保有型会社に該当しないものとみなされます。

【資産保有型会社の判定上、やむを得ない事由に該当する場合】

中小企業者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったこと、事業の用に供していた資産の譲渡又は当該資産について生じた損害に基因保険金の取得その他租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に規定する事由が生じたことにより、特定資産の割合が70%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間は、資産保有型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第1条第17項ただし書）。

【資産運用型会社の判定上、やむを得ない事由に該当する場合】

中小企業者が事業活動のために特定資産を売却したことその他租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に規定する事由が生じたことにより、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日の属する事業年度から当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過する日の属する事業年度までの各事業年度は、資産運用型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第1条第18項ただし書）。

1 4．総収入金額ゼロに該当した場合

贈与認定申請基準日の属する事業年度以後の事業年度において、総収入金額（営業外収益及び特別利益は除きます。）がゼロであった場合には、事業実態がないことから、認定が取り消されます。

1 5．特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合

特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。なお、特定特別子会社が認定後に大会社や上場会社等に該当した場合であっても、認定取消事由には該当しません。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。つまり、「会社」と「その代表者」と「当該代表者と生計を一にする親族」が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社です。認定を受けようとする会社の子会社だけでなく、兄弟会社も特定特別子会社に該当するケースがあります。

1 6．年次報告書を未提出又は虚偽の報告等をしていた場合

1 7．偽りその他不正の手段により認定を受けた場合

年次報告、随時報告、臨時報告に係る報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合、あるいは偽りその他不正の手段により認定を受けた場合には、認定が取り消されます。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

18. 資本金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）

減資を行った場合（株式会社の場合は会社法第447条第1項、合同会社の場合は同法第626条第1項）には、認定が取り消されます。ただし、減少資本金額の全額を準備金とする場合及び欠損填補目的の減資（会社法第309条第2項第9号イとロに該当する場合）については、認定は取り消されません。なお、会社法第447条第3項に該当した場合であっても、欠損填補目的の減資でないときは本号に該当します。

19. 準備金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）

準備金の額の減少を行った場合には、認定が取り消されます。ただし、減少準備金額の全額を資本金とする場合及び欠損填補目的の準備金の額の減少（会社法第449条第1項但書きに該当する場合）については、認定は取り消されません。

20. 組織変更があった場合

（認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限ります。）

組織変更を行った場合において、組織変更後の会社の株式等に代えて、組織変更後の会社の株式等以外の財産（金銭等）を、後継者が受け取った場合、組織変更により当該株式等以外の財産を受け取った部分につき、経済実質的に組織変更前の会社の株式等の譲渡を行ったことと同一視できるため、認定が取り消されます。

21. 再び認定承継会社の代表者になった場合

経営承継贈与者が特別贈与認定中小企業者の代表者となった場合には、認定が取り消されます。この「代表者」とは、代表権に制限のない代表者だけでなく、代表権に一部制限のある者も含まれます。

22. 先代経営者（贈与者）が死亡した場合に切替確認を受けなかった場合

認定の有効期限までに贈与者の相続が開始した場合において、その相続に係る相続税の申告期限までに切替確認を受けていないときは認定が取り消されます。

23. 自発的な猶予の取消申請をした場合

特別贈与認定中小企業者が自ら認定取消申請を行う場合には、認定が取り消されます。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

2 4．合併により消滅した場合 （第5章第1節に掲げる場合を除く）

認定を受けた会社が合併により消滅したときは、その認定は効力を失います。ただし、第5章第1節に掲げる場合には、その吸収合併存続会社等が、認定を受けた会社たる地位を承継したものとみなし、引き続き事業承継税制の適用を受けることができます。

2 5．株式交換・株式移転により完全子会社となった場合 （第5章第2節に掲げる場合を除く）

認定を受けた会社が株式交換又は株式移転（以下、「株式交換等」といいます。）により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合において、第5章第2節に掲げるときは、その株式交換完全親会社等は認定を受けた会社たる地位を承継したものとみなし、引き続き事業承継税制の適用を受けることができます。

【認定取消しの手続き】

認定を受けた中小企業者が自ら認定取消しの申請を行う場合（他の取消事由に該当していない場合に限る）には、様式第10の2を使用してください。この場合には、随時報告は不要となります。

第4章 認定の取消しについて

第3節 認定取消事由の概要（相続）

認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。
認定の取消事由の概要については、下表を参照してください。

【経営承継円滑化法（相続税）の認定取消事由】

事由	必要な手続き
1. 後継者（相続人）が死亡した場合	随時報告
2. 認定承継会社の代表者を退任した場合 （代表権を制限されたことを含みます。）	随時報告
3. 雇用の平均8割維持要件を満たさなくなった場合	（※）
4. 議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合 （一部贈与について確認を受けた場合を除きます。）	随時報告
5. 同族内筆頭要件を満たさなくなった場合 （一部贈与について確認を受けた場合を除きます。）	随時報告
6. 認定に係る相続により取得した株式の議決権に制限を加えた場合	随時報告
7. （持分会社の場合）後継者の議決権を制限した場合	随時報告
8. 納税猶予対象株式を譲渡した場合 （一部贈与について確認を受けた場合を除きます。） （吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合を含みます。）	随時報告
9. 黄金株を特例措置の適用を受ける後継者以外の者が保有した場合	随時報告
10. 解散した場合	随時報告
11. 上場会社・風俗営業会社に該当した場合	随時報告
12. 資産保有型会社に該当した場合	随時報告
13. 資産運用型会社に該当した場合	随時報告
14. 総収入金額ゼロに該当した場合	随時報告
15. 特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合	随時報告
16. 年次報告書を未提出又は虚偽の報告等をしていた場合	随時報告
17. 偽りその他不正の手段により認定を受けた場合	随時報告
18. 資本金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）	随時報告
19. 準備金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）	随時報告
20. 組織変更があった場合 （認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限りま。）	随時報告
21. 自発的な猶予の取消申請をした場合	- （注：取消申請書を提出）
22. 合併により消滅した場合 （第5章第1節に掲げる場合を除く）	合併報告
23. 株式交換・株式移転により完全子会社となった場合 （第5章第2節に掲げる場合を除く）	株式交換等報告

（※）特例の認定を受けた場合は、雇用が8割を下回った場合でも認定取消とはならない代わりに、その理由について都道府県に報告を行わなければなりません（様式第27を使用してください。）。

その報告に際し、認定経営革新等支援機関が、雇用が減少した理由について所見を記載するとともに、中小企業者が申告した雇用減少の理由が、経営悪化あるいは正当ではない理由によるもの場合は、経営の改善のための指導及び助言を受ける必要があります。

第4章 認定の取消しについて

第3節 認定取消事由の概要（相続）

納税が猶予されている相続税については、以下に掲げる事由に応じて、全部納税・一部納税・免除されます。

【相続税納税猶予制度の確定事由】

事由		事業継続期間内	事業継続期間経過後
後継者 (相続人) の要件	1. 認定承継会社の代表者を退任した場合	A ※ 1	—
	2. 議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合	A	—
	3. 同族内筆頭要件を満たさなくなった場合	A	—
	4. 納税猶予対象株式を譲渡した場合	A	B
	5. 次の後継者（3代目）に対し納税猶予の認定を受ける贈与をした場合	C ※ 2	C
	6. 自発的な猶予の取消申請をした場合	A	A
	7. 後継者（相続人）が死亡した場合	C	C
会社の要件	1. 雇用の平均8割維持要件を満たせなかった場合に、実績報告を行わなかったとき	A	—
	2. 会社分割 (吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合に限り。)	A	B
	3. 組織変更 (認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限り。)	A	B
	4. 解散した場合	A	A
	5. 資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合	A	A
	6. 総収入金額ゼロに該当した場合	A	A
	7. 資本金・準備金を減少した場合 (欠損填補目的等を除く)	A	A
	8. 合併により消滅した場合 (第5章第1節に掲げる場合を除く)	A	B
	9. 株式交換・株式移転により完全子会社となった場合 (第5章第2節に掲げる場合を除く)	A	B
	10. 上場会社・風俗営業会社に該当した場合	A	—
	11. 特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合	A	—
	12. 黄金株を特例措置の適用を受ける後継者以外の者が保有した場合	A	—
	13. 議決権を制限した場合	A	—
	14. 年次報告書や継続届出書を未提出又は虚偽の報告等をしていた場合 等	A	A

A … 猶予されていた相続税の全額及び利子税を納付します。

B … 猶予されていた相続税のうちの一部及び利子税を納付します。

C … 猶予されていた相続税が免除されます。

免除対象贈与の適用を受ける場合には免除対象贈与した株式等に対応する部分のみが免除されます。

※ 1 後継者に「やむを得ない理由」が生じた場合を除きます。

※ 2 後継者に「やむを得ない理由」が生じたことにより株式等の贈与をした場合に限りです。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

1. 後継者（相続人）が死亡した場合

経営承継相続人（後継者）が死亡した場合には、認定が取り消されます。

2. 認定承継会社の代表者を退任した場合 （代表権を制限されたことを含みます。）

経営承継相続人（後継者）が代表者を退任した場合には、認定が取り消されます。ただし、施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当する場合（「やむを得ない理由」という。）には、代表者を退任し又は代表権が制限された場合であっても、認定取消事由に該当しないものとみなします。

【施行規則第9条第4項各号】

- ・ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと。
- ・ 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- ・ 要介護認定（要介護五）を受けたこと。
- ・ 上記に類すると認められること。

3. 雇用の平均8割維持要件を満たさなくなった場合（※）

（※）特例措置の適用を受ける場合には、雇用が8割を下回った場合でも認定取消しとはなりません。ただし、その理由について都道府県に報告を行わなければなりません（様式第27を使用してください。）。

その報告に際し、認定経営革新等支援機関が、雇用が減少した理由について所見を記載するとともに、中小企業者が申告した雇用減少の理由が、経営悪化あるいは正当ではない理由によるもの場合は、経営の改善のための指導及び助言を受ける必要があります。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

4. 議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合 （一部贈与について確認を受けた場合を除きます。）

後継者とその同族関係者で有する議決権の数が、総株主等議決権数の50%以下となった場合には、認定が取り消されます。

ただし、経営承継相続人（2代目）にやむを得ない理由が生じ、認定中小企業者の代表者を退任し、次の後継者（3代目）に「事業承継税制の適用を受ける贈与」（※）が行われた場合には、認定は取り消されません。

（※）「事業承継税制の適用を受ける贈与」とは、相続税の納税猶予の適用を受けている後継者（2代目）が、納税猶予対象株式の一部を次の後継者（3代目）に贈与し、その後継者（3代目）が納税猶予を受ける場合における贈与のことです。

5. 同族内筆頭要件を満たさなくなった場合 （一部贈与について確認を受けた場合を除きます。）

後継者の同族関係者（後継者が複数いる場合の他の後継者を除く。）が、後継者よりも多くの議決権数を有することとなった場合には、認定が取り消されます。

ただし、後継者（2代目）にやむを得ない理由が生じ、認定中小企業者の代表者を退任し、次の後継者（3代目）に「事業承継税制の適用を受ける贈与」が行われた場合には、認定は取り消されません。

6. 認定に係る相続により取得した株式の議決権に制限を加えた場合 7. （持分会社の場合）後継者の議決権を制限した場合

株式会社である場合は、後継者が取得した納税猶予対象株式につき、議決権制限株式に変更した場合には認定が取り消されます。

持分会社である場合は、後継者の議決権を制限する旨の定款の変更をした場合には、認定が取り消されます。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

8. 納税猶予対象株式を譲渡した場合

（一部贈与について確認を受けた場合を除きます。）

（吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合を含みます。）

後継者が納税猶予対象株式等を譲渡（贈与を含みます。）した場合には、認定が取り消されます。

猶予対象株式等の譲渡を行ったかどうかの判定にあたっては、下記の方法により判定します。

1. 同一の会社の株式等につき、事業承継税制の適用を受けている株式等と適用を受けていない株式等のいずれも所有している場合には、まずは事業承継税制の適用を受けていない株式等から譲渡等したものとみなします。（16Pをご参照ください。）

なお、上記の譲渡が「事業承継税制の適用を受ける贈与」に係るものである場合には、事業承継税制の適用を受けている株式等から順次譲渡したものとみなします。

2. 同一の会社の株式等につき、異なる贈与者・被相続人から取得し、それぞれについて事業承継税制の適用を受けている場合には、最初に取得したものから順次譲渡等をしたものとみなします。（17Pをご参照ください。）

後継者（2代目）にやむを得ない理由が生じ、認定中小企業者の代表者を退任し、次の後継者（3代目）に「事業承継税制の適用を受ける贈与」が行われた場合には、認定は取り消されません。

一方で、会社分割を行った場合であって、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を配当財産とする剰余金の配当があったときには、会社分割によって認定を受けた会社の株式等の価値が低下するのと引換えに、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を取得したということができ、経済実質的に株式等の譲渡により対価を得たことと同一視できるため、同様に、認定が取り消されます。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

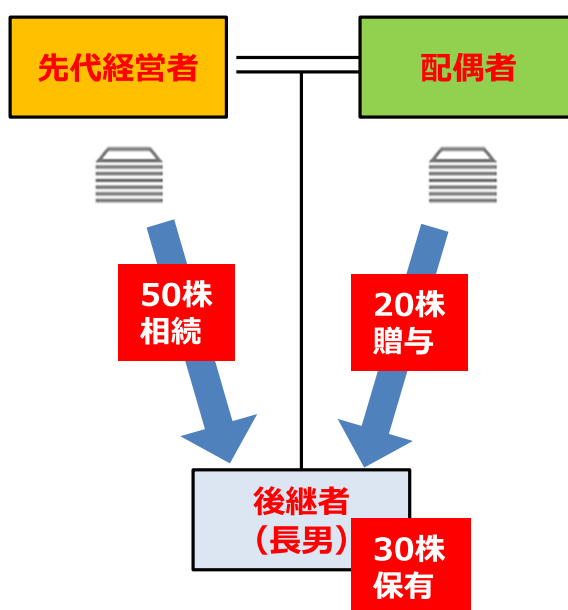
（前ページからの続き）

8. 納税猶予対象株式を譲渡した場合

（一部贈与について確認を受けた場合を除きます。）

（吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合を含みます。）

例 1



ケース 1

後継者
(長男)

が40株を売却した場合、

後継者
(長男)

が相続前から保有する
30株を売却

30株

先代経営者

50株

のうち10株を売却
⇒ 認定取消し
※一株でも売却したら認定取消し

ケース 2

後継者
(長男)

が20株を売却した場合、

後継者
(長男)

のうち20株を売却

30株

先代経営者

50株

分は、引き続き認定継続。
※一株も売却していない。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

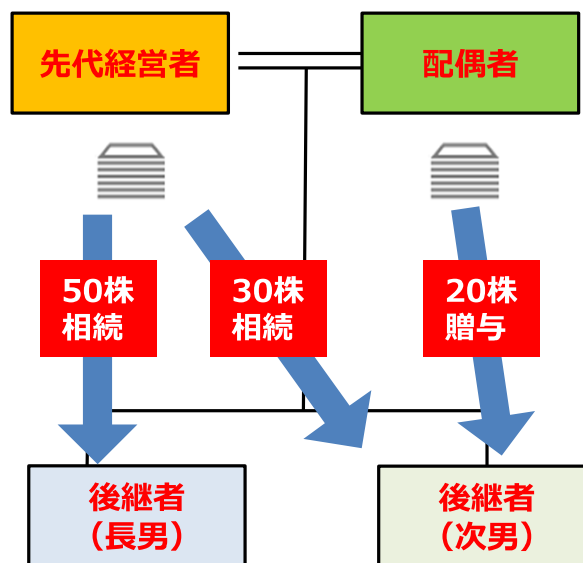
（前ページからの続き）

8. 納税猶予対象株式を譲渡した場合

（一部贈与について確認を受けた場合を除きます。）

（吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合を含みます。）

例 2



ケース1

後継者
(次男)

が40株を売却した場合、

先代経営者

30株

のうち30株を売却
⇒ 認定取消し

配偶者

20株

のうち10株を売却
⇒ 認定取消し
※一株でも売却したら認定取消し

ケース2

後継者
(次男)

が20株を売却した場合、

先代経営者

30株

のうち20株を売却
⇒ 認定取消し
※一株でも売却したら認定取消し

配偶者

20株

分は、引き続き認定継続。
※一株も売却していない。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

9. 黄金株を特例措置の適用を受ける後継者以外の者が保有した場合

「会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式」（いわゆる拒否権付株式（＝黄金株））を後継者以外の者が有することになった場合には、後継者の意思決定に対して拒否権を発動できる者がいることになり、後継者の経営権が不完全なものになるため、認定が取り消されます。

10. 解散した場合

会社が解散した場合には、認定が取り消されます。

合併による消滅は、会社の解散事由ですが（会社法第471条第4号）、合併の効力発生時に法人格が消滅するため、認定は、原則としてその効力が消滅します（施行規則第10条第1項本文）ので、取消事由から除外しています。

「会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合」とは、例えば、会社法第472条による休眠会社のみなし解散があります。

11. 上場会社・風俗営業会社に該当した場合

事業継続期間中に上場会社等又は風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

なお、特別相続認定中小企業者が認定後に事業の拡大や成長等に伴い資本金や従業員数が増加し中小企業者に該当しないこととなった場合であっても、認定取消事由には該当しません。

12. 資産保有型会社に該当した場合

13. 資産運用型会社に該当した場合

一の日において資産保有型会社に該当した場合には、認定が取り消されます。また、相続認定申請基準日以後のいずれかの事業年度において、資産運用型会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

この資産保有型会社、資産有用型会社の判定に当たっては、実質的に事業実態のある会社が除かれます。

また、その特定資産の計算に際して、実質的に事業実態のある特別子会社の株式等は特定資産から除かれます。

なお、2019年4月1日以後、事業活動上生じたやむを得ない偶発的な事由が生じた場合には、一定の期間、資産運用型会社又は資産保有型会社に該当しないものとみなされます。

（次頁参照）

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

○やむを得ない事由による場合 ※2019年4月1日以後の事由発生より適用

事業活動上生じた偶発的な事由により特定資産の割合が70%以上となる場合や特定資産の運用収入の割合が75%以上となる場合には、一定の期間、資産運用型会社又は資産保有型会社に該当しないものとみなされます。

【資産保有型会社の判定上、やむを得ない事由に該当する場合】

中小企業者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったこと、事業の用に供していた資産の譲渡又は当該資産について生じた損害に基因保険金の取得その他租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に規定する事由が生じたことにより、特定資産の割合が70%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間は、資産保有型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第1条第12項ただし書）。

【資産運用型会社の判定上、やむを得ない事由に該当する場合】

中小企業者が事業活動のために特定資産を売却したことその他租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に規定する事由が生じたことにより、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日の属する事業年度から当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過する日の属する事業年度までの各事業年度は、資産運用型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第1条第13項ただし書）。

1 4．総収入金額ゼロに該当した場合

相続認定申請基準日の属する事業年度以後の事業年度において、総収入金額（営業外収益及び特別利益は除きます。）がゼロであった場合には、事業実態がないことから、認定が取り消されます。

1 5．特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合

特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。なお、特定特別子会社が認定後に大会社や上場会社等に該当した場合であっても、認定取消事由には該当しません。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。つまり、「会社」と「その代表者」と「当該代表者と生計を一にする親族」が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社です。認定を受けようとする会社の子会社だけでなく、兄弟会社も特定特別子会社に該当するケースがあります。

1 6．年次報告書を未提出又は虚偽の報告等をしていた場合

1 7．偽りその他不正の手段により認定を受けた場合

年次報告、随時報告、臨時報告に係る報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合、あるいは偽りその他不正の手段により認定を受けた場合には、認定が取り消されます。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

18. 資本金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）

減資を行った場合（株式会社の場合は会社法第447条第1項、合同会社の場合は同法第626条第1項）には、認定が取り消されます。ただし、減少資本金額の全額を準備金とする場合及び欠損填補目的の減資（会社法第309条第2項第9号イとロに該当する場合）については、認定は取り消されません。なお、会社法第447条第3項に該当した場合であっても、欠損填補目的の減資でないときは本号に該当します。

19. 準備金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）

準備金の額の減少を行った場合には、認定が取り消されます。ただし、減少準備金額の全額を資本金とする場合及び欠損填補目的の準備金の額の減少（会社法第449条第1項但書きに該当する場合）については、認定は取り消されません。

20. 組織変更があった場合

（認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限りです。）

組織変更を行った場合において、組織変更後の会社の株式等に代えて、組織変更後の会社の株式等以外の財産（金銭等）を、後継者が受け取った場合、組織変更により当該株式等以外の財産を受け取った部分につき、経済実質的に組織変更前の会社の株式等の譲渡を行ったことと同一視できるため、認定が取り消されます。

21. 自発的な猶予の取消申請をした場合

特別贈与認定中小企業者が自ら認定取消申請を行う場合には、認定が取り消されます。

第4章 認定の取消しについて

第2節 認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

2 4．合併により消滅した場合 （第5章第1節に掲げる場合を除く）

認定を受けた会社が合併により消滅したときは、その認定は効力を失います。ただし、第5章第1節に掲げる場合には、その吸収合併存続会社等が、認定を受けた会社たる地位を承継したものとみなし、引き続き事業承継税制の適用を受けることができます。

2 5．株式交換・株式移転により完全子会社となった場合 （第5章第2節に掲げる場合を除く）

認定を受けた会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合において、第5章第2節に掲げるときは、その株式交換完全親会社等は認定を受けた会社たる地位を承継したものとみなし、引き続き事業承継税制の適用を受けることができます。

【認定取消しの手続き】

認定を受けた中小企業者が自ら認定取消しの申請を行う場合（他の取消事由に該当していない場合に限る）には、様式第10の2を使用してください。この場合には、随時報告は不要となります。